平成２８年（フ）第５２０４号
大阪府枚方市町楠葉１―30―22　町楠葉借家北３号室、開始決定時大阪府枚方市南楠葉１丁目67番１―102号
破産者　藤田　直則
1　破産債権の届出期間　平成29年11月24日まで
2　一般調査期日　平成30年１月15日午後２時
平成29年10月23日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３００４号
大阪府門真市五月田町27番19号
破産者　ＴＯＳこと　杉本　正昌
1　破産債権の届出期間　平成29年11月24日まで
2　一般調査期日　平成30年１月25日午後２時
平成29年10月23日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７号
熊本県玉名市小野尻406番地１
破産者　小澤　公彦
1　破産債権の届出期間　平成29年11月27日まで
2　一般調査期日　平成30年１月17日午後２時30分
平成29年10月24日　熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第５００号
京都市山科区日ノ岡鴨土町50番地６　マナウハウス２　306号、前住所京都市山科区小野御霊町11番地１　カラパッサＡ103号
破産者　力やこと　森　孝之
1　破産債権の届出期間　平成29年11月28日まで
2　一般調査期日　平成29年12月20日午前11時
平成29年10月23日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３７６号
京都市伏見区深草墨染町52番地８
破産者　塩見洋服店こと　塩見　信夫
1　破産債権の届出期間　平成29年12月８日まで
2　一般調査期日　平成30年１月24日午前10時15分
平成29年10月24日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１６２２号
大阪市東住吉区住道矢田６丁目９―１、商業登記簿上の本店所在地大阪府大東市北条２丁目11番４号
破産者　有限会社ヤマグチ自販
1　破産債権の届出期間　平成29年12月15日まで
2　一般調査期日　平成30年２月１日午後２時
平成29年10月23日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４８号
岡山市北区下中野1223番地４バリュージュＧＢ101
破産者　久山　忠之
1　破産債権の届出期間　平成29年12月18日まで
2　一般調査期日　平成30年１月18日午後２時40分
平成29年10月24日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３２４７号
大阪市東淀川区大道南１丁目５番３号
破産者　株式会社まるみや
1　破産債権の届出期間　平成29年12月22日まで
2　一般調査期日　平成30年６月26日午後２時
平成29年10月23日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第９号
香川県高松市香西東町95番地８
破産者　沖野　吾練
免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
平成29年10月24日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５８９４号
東京都目黒区目黒本町４丁目15―11
破産者　山口　忠
免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
平成29年10月24日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第１００３号
千葉県市川市菅野１丁目27番17号
清算株式会社　株式会社主婦の店いしわたり
代表清算人　石渡　章夫
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
千葉地方裁判所民事第４部

平成２９年（ヒ）第２０８５号
東京都港区西新橋１丁目17番８号
清算株式会社　日本船舶実業株式会社
代表清算人　久　金光
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第２０６５号
東京都千代田区平河町２丁目４番16号平河中央ビル２階ルネス総合法律事務所内
清算株式会社　株式会社宮川管財
代表清算人　山川　隆久
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　定義
本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対し特別清算開始決定日までの原因に基づいて発生した協定債権（以下「協定債権」という。）とし、同債権を有する者は、「協定債権者」とする。
2　利息及び遅延損害金の免除
協定債権のうち利息債権及び遅延損害金請求権については本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
3　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権の弁済及び免除
清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定後１か月以内に、次のとおり算定される弁済額を弁済し、弁済時に協定債権額と弁済額の差額について免除を受ける。
1　弁済原資
清算株式会社は、残存する資産（現預金）763万4560円（平成29年９月10日現在）から、清算事務費用（法人税均等割りを含む）12万4560円を控除した751万円を弁済原資とする。
2　基準債権額
⑴　信州みらい応援２号ファンド投資事業有限責任組合（無限責任組合員八十二キャピタル株式会社）は、当該協定債権の元本額３億8638万818円から劣後債権（ＤＤＳ）２億5000万円（①平成27年３月31日証書貸付　当初借入額１億円、②平成27年３月31日証書貸付　当初借入額１億5000万円）を控除した残元本額１億3638万818円を基準債権額とする。
⑵　長野県信用保証協会は、当該協定債権の元本額１億5301万5123円を基準債権額とする。
⑶　株式会社日本政策金融公庫は、当該協定債権額の元本額1512万6965円を基準債権額とする。
3　弁済額
別紙のとおり、第２の１の弁済原資総額を第２の２の各基準債権額により按分した金額を各協定債権者に対する弁済額とする。
なお、１円未満の端数を切り捨てたことにより余る弁済原資１円は、清算事務費用に充てることとする。
第３　新たに財産が発覚した場合
1　第２の弁済後、新たに財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各基準債権額の割合により按分して支払う。
2　１による弁済を行った場合は、第２に基づく免除は、当該追加弁済を限度として第２に基づく弁済期に遡って効力を失う。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２９年（再）第３３号
東京都港区虎ノ門１丁目16番16号　虎ノ門一丁目ＭＧビル
再生債務者　ラポール株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区永田町２丁目11番１号　山王パークタワー21階　ＬＭ法律事務所
弁護士　本山　正人
平成29年10月20日
東京地方裁判所民事第20部